

こどもの学費の助成・貸付等について

■公立学校の場合

①【給付】就学援助制度 ④⑤ 所得制限あり

◆対象者 教育費用に困っている家庭

経済的な理由によりこどもの就学が困難な家庭に対し、義務教育中に必要な就学費用の一部を援助します。

(生活保護受給世帯はお問い合わせください。)

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

四日市市学校教育課 TEL.059-354-8250



②【給付】県立高等学校等就学支援金 ⑤ 所得制限あり

◆対象者 三重県内の県立高校等に在籍する生徒

県内の県立高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局 教育財務課 就学支援金担当

TEL.059-224-2940



③【給付】県立高校生臨時支援金 ⑤

◆対象者 三重県内の県立高校等に在籍する生徒

県内の県立高等学校に通う生徒のうち所得制限により、就学支援金の支給対象外となる生徒に対して、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局 教育財務課 臨時支援金担当

TEL.059-224-2940

④【助成】県立高等学校授業料減免 (高) 所得制限あり

◆対象者 三重県内の県立高校に在籍する生徒

県立高等学校に在籍の生徒は、一定の要件を満たせば就学支援金や臨時支援金が受給できるため、授業料の負担はありません。就学支援金や臨時支援金の対象外となる生徒でも、本人または家計を維持する人が、不慮の災害・その他経済的理由等により授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けられます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校
三重県教育委員会事務局 教育財務課
TEL.059-224-2940



⑤【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 (高) 所得制限あり

◆対象者 経済的に修学が困難な学習意欲のある学生

学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与します。貸与された奨学金は卒業後に返還し、後輩のための修学資金として引き継がれます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
TEL.059-224-2944



⑥【給付】高校生等奨学給付金 (高) 所得制限あり

◆対象者 生活保護又は非課税世帯の保護者

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、公立高等学校等に通う生徒等のいる低所得世帯に対して給付金を支給します。

家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当
TEL.059-224-2827



■ ■ 私立学校の場合

①【助成】私立小中学校等授業料減免補助金 (小・中) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立小中学校等に在籍する生徒等

県内の私立小中学校等に在籍する生徒の保護者等(親権者等)が失業倒産等において家計が急変した場合、県の補助金により授業料が軽減されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課 TEL.059-224-2161

②【助成】私立高等学校等入学金補助金 (高) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合、県の補助金により入学金の一部が軽減されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



③【給付】私立高等学校等就学支援金 (高) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合や、失業・倒産等により家計が急変した場合、国制度により一定額の授業料が軽減されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



④【給付】私立高校生等臨時支援金 (高)

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が所得制限により就学支援金の対象外となる場合、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課 TEL.059-224-2161

⑤【助成】私立高等学校等授業料減免補助金 ⑤ 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等の保護者等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)の世帯収入が約590～910万円の世帯について、私立高等学校等就学支援金に加えて県の補助金により一定額の授業料が減免されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



⑥【給付】私立高校生等奨学給付金 ⑥ 所得制限あり

◆対象者 私立高校に在籍する生徒の保護者等

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う生徒等の保護者等(親権者等)のうち、県内に住所を有し、低所得世帯に属する人に対して給付金を支給します。家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



⑦【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 ⑦ 所得制限あり

◆対象者 経済的に修学が困難な学習意欲のある学生

学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与します。貸与された奨学金は卒業後に返還し、後輩のための修学資金として引き継がれます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当

TEL.059-224-2944



⑧【助成】私立専門学校授業料等減免補助金 ⑥ ⑦ ⑧ 所得制限あり

◆対象者 県内の要件に該当する私立専門学校に在籍する生徒

県内の要件に該当する私立専門学校に在籍する生徒が、家計の経済状況等の認定要件を満たす場合、国の制度により、一定額の授業料・入学金が軽減されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



■ その他

①【貸付】国の教育ローン ⑨ ⑩ ⑪ 所得制限あり

◆対象者 まとまった教育資金が必要な保護者等

日本政策金融公庫の各支店で取り扱っている公的な融資制度です。

■お問い合わせ

教育ローンコールセンター(ナビダイヤル)

TEL.0570-008656

日本政策金融公庫 四日市支店(ナビダイヤル)

TEL.0570-057864



②【給付】【貸付】四日市市奨学金 ⑨ ⑩ ⑪ 所得制限あり

◆対象者 市内に住む経済的な理由で修学が困難な学生

経済的理由で修学が困難な人を対象とした、1/2給付・1/2貸与(無利子)の奨学金制度です。

募集期間：進学又は進級する前の年度の12月頃

■お問い合わせ

四日市市教育総務課

TEL.059-354-8236



③【貸付】(独)日本学生支援機構貸与奨学金 ⑩ ⑪ 所得制限あり

◆対象者 経済的理由により修学が困難な学生

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。「学力基準」と「家計基準」の両方を満たす必要があります。

④【給付】(独)日本学生支援機構給付奨学金 ①②③ 所得制限あり

◆対象者 経済的理由により修学が困難な学生

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し給付されます。「学力基準」と「家計基準」の両方を満たす必要があります。

●奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。電話での問い合わせの前にぜひご活用ください。



日本学生
支援機構



奨学金相談サイト
(Q&Aサイト)

⑤【給付】【貸付】交通遺児育英会の奨学金

◆対象者 保護者が交通事故での死亡や重い後遺障害等で経済困窮の学生

保護者等が、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けなかったり等、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳まで)が対象です。ホームページからも応募資料の請求やダウンロードができます。

■お問合わせ

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

TEL.0120-521-286

TEL.03-3556-0773



⑥【給付】【貸付】あしなが育英会の奨学金 ①②③ 所得制限あり

◆対象者 保護者の災害や自死などで経済支援が必要なこども

病気、災害(道路上の交通事故を除く)、自死などで保護者を亡くしたり、重度障がいなどで経済的な援助を必要とする家庭のこども(25歳を迎える年度まで)が対象です。ホームページからも応募資料の請求やダウンロードができます。

■お問合わせ

一般財団法人あしなが育英会奨学課

TEL.0120-77-8565



⑦【貸付】生活福祉資金貸付 ⑨⑩⑪ 所得制限あり

詳しくはP.29をご参照ください。

■お問い合わせ

四日市市社会福祉協議会 TEL.059-354-8265

⑧【貸付】母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業) ⑨⑩⑪

◆対象者 ひとり親家庭の母・父とその子、寡婦

こどもが高校、大学等の進学に必要な経費のためのお金を借りることができます。入学準備のために必要な資金を借りる「就学支度資金」と、月々の学費等に充てる「修学資金」があります。

申請には合格通知または在学証明書が必要です。

P.29とP.48～50をご覧ください、詳しくは母子・父子自立支援員にご相談ください。

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

三重県子ども・福祉部
家庭福祉・施設整備課



memo